

(介護予防)通所リハビリテーション事業運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、医療法人藤寿会が開設するデイケアセンター藤寿苑稗田（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の理学療法士、又は作業療法士、及び看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

第2条（基本方針）

- 1 通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称）

事業所の名称及び所在地は次の通りである。

- (1) 名称 デイケアセンター藤寿苑稗田
- (2) 所在地 山口県下関市稗田北町 11 番 8 号

第4条（職員及び職務内容）

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 人
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 通所リハビリテーション従事者
 - ・ 医師 1 名（常勤兼務、管理者と兼務）
 - ・ 理学療法士 2 名（常勤専従）
 - ・ 看護職員 准看護師 1 名（非常勤専従）
 - ・ 介護職員 8 名（常勤専従）
2 名（非常勤専従）

(介護予防)通所リハビリテーションの従業員は、指定(介護予防)通所リハビリテーションの業務に当たる。看護職員は健康状態の点検、医学的に必要な処置を行う。

第5条（営業日）

営業日は次の通りとする。

月曜日から金曜日とする。

ただし、8月14日から8月16日、12月30日から翌1月3日は除く。

第6条（営業時間）

営業時間は次の通りとする。

8時15分から17時15分までとする。

サービス提供時間は9時00分から16時30分までを基本とする。

1 算定する提供時間

9時30分 から 15時30分

9時00分 から 12時00分

14時30分 から 16時30分

サービス提供の延長は行わないものとする。

第7条（事業所の利用定員）

事業所の利用定員は、50名とする。

第8条（事業の実施地域）

通常の事業を行う地域は次の通りとする。

下関本庁圏域

新椋野、幡生町、幡生宮の下町、生野町、宝町、三河町、大学町
山の田北町、山の田東町、山の田本町、山の田中央町、山の田南町
山の田西町、武久町、武久西原台

下関山陰圏域

稗田町、稗田中町、稗田西町、稗田南町、稗田北町、古屋町、大字垢田
垢田町、新垢田東町、新垢田西町、新垢田南町、新垢田北町、綾羅木新町
綾羅木本町、綾羅木南町、大字伊倉、伊倉町、伊倉本町、伊倉東町、
伊倉新町、川中本町、川中豊町、熊野町、熊野西

第9条（【介護予防】通所リハビリテーションの内容及び形態）

指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容は、居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げる

もののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1)身体介護に関する事。日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア 排泄の介助
- イ 移動、移乗の介護
- ウ 通所等の介助その他必要な身体介護
- エ 機能回復訓練

(2)入浴に関する事。家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア 衣類着脱の介助
- イ 身体清拭、洗髪、洗身
- ウ その他必要な入浴の介助
- エ 特殊浴

(3)食事に関する事。給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア 準備、後始末の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助

(4)機能回復訓練及びレクリエーションに関する事

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活支援(援助)や家庭での日常生活に必要な基礎的サービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

(5)送迎に関する事。

障害の程度、地理的条件その他の理由により送迎を必要とする利用者については、必要な支援、サービスを提供する。

- ア 移動、移乗動作の介助
- イ 送迎

(6)相談、助言に関する事

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア 日常動作訓練の相談、助言
- イ 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ その他必要な相談、助言

第10条（【介護予防】通所リハビリテーションの利用料等及び支払について）

1 (介護予防)通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める 基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、もしくは3割とする。

2 (介護予防)通所リハビリテーションに係る食費として600円、おむつ代として、利用した場合100円の実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)

第11条（その他運営に関する留意事項）

- 1 サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示して下さい。
- 2 施設内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 3 決められた場所以外での喫煙はご遠慮下さい。
- 4 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- 5 所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
- 6 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

第12条（緊急時等における対応方法）

通所リハビリテーション従事者は、指定(介護予防)通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じた時は、別途定める緊急時対応マニュアルに従い、処理し速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第13条（非常災害対策）

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第14条（高齢者虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 センターにおいて、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 3 虐待防止に関する責任者を選定する。

第15条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、利用者に対して適切なサービスができるよう従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修採用後3ヶ月以内
 - (2)継続研修年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の会計は、毎年2月1日から翌年1月31日までを会計年度とする。
- 5 事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、サービスの提供等に関する事項を見やすい場所に掲示する。
- 6 事業所には、従業員、設備備品、会計に関する諸記録の整備を行う。
また、(介護予防)通所リハビリテーション計画、サービス担当者会議、指定(介護予防)通所リハビリテーションに関する記録等については、完結の日から2年間保持しなければならない。
- 7 管理者は、提供した指定(介護予防)通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当従業員を1人以上配置し解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
- 8 従業員は施設並びに備品が安全かつ衛生的に使用できるよう常にその維持・管理を行う。また必要に応じ記録を保管する。管理者はそのための衛生管理等の教育・訓練を行う。

第16条（その他）

この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、管理者が別に定めるものとする。

附則

この規定は、

平成17年10月	1日	から施行する。	
平成17年11月	21日		
平成18年11月	15日		
平成20年	5月	7日	
平成25年	7月	8日	
平成30年	4月	1日	
平成30年	6月	1日	
令和	3年	4月	1日
令和	6年	1月	1日
令和	6年	4月	1日
令和	6年	8月	1日